

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第35号)

令和2年6月29日

令和 2 年 6 月 29 日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年 9 月 4 日付け行財発第 15 号及び令和元年 9 月 11 日付け行財発第 17 号により徳島市長から諮問のありました公文書の部分公開決定に関する審査請求の件及び公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長が行った公文書部分公開決定（令和元年 8 月 13 日付け観光発第 164 号。以下「本件処分①」という。）及び公文書公開決定（令和元年 8 月 13 日付け観光発第 163 号。以下「本件処分②」という。）については、いずれも妥当である。

第 2 事案概要

- 1 審査請求人は、令和元年 7 月 31 日付けで徳島市長に対し、「市長が管轄する部局に関する『NPO 法人新町川守る会』に対する、補助金及び事業費等の関係書類全部（過去 5 年間）（H26 年度～H30 年度まで）」の公開を求め、徳島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 徳島市長は、本件公開請求に対し、令和元年 8 月 13 日付けで、次の(1)から(10)までに掲げる文書について本件処分①を、次の(11)から(15)までに掲げる文書について本件処分②をした。
 - (1) NPO 法人「新町川を守る会」に関する補助金及び事業費等に係る起案書（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
 - (2) NPO 法人「新町川を守る会」に関する補助金及び事業費等に係る支出命令書（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
 - (3) 徳島市市民活力開発センター管理運営に関する基本協定締結決裁書（平成 27 年度から平成 31 年度指定分）
 - (4) 徳島市市民活力開発センター管理業務に関する基本協定書及管理運營業務要求水

準書一部変更協定締結決裁書（平成 30 年度）

- (5) 徳島市市民活力開発センター管理運営年度協定締結決裁書（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
- (6) 徳島市市民活力開発センター事業実績報告書受理決裁書（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
- (7) 徳島市市民活力開発センター指定管理料支出命令書（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
- (8) 徳島市東部地域定住自立圏共生ビジョンにかかる地域づくり活動団体等育成・支援業務委託決裁書（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- (9) 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンにかかる地域づくり活動団体等育成・支援業務委託業務完了報告書受理決裁書（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- (10) 徳島東部地域定住自立圏共生ビジョンにかかる地域づくり活動団体等育成・支援業務委託料支出命令書（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- (11) ひょうたん島周遊船定期運航業務の委託（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
- (12) 屋形船と邦楽のタベ実施に関する業務の委託（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
- (13) 吉野川フェスティバル花火大会への助成（平成 26 年度から平成 30 年度まで）
- (14) ひょうたん島周遊船整備に対する助成（平成 28 年度及び平成 30 年度）
- (15) 春を満喫・屋形船 IN 新町川実施に関する業務の委託（平成 28 年度）

3 審査請求人は、市の枉法行為を確認した、あるべき書類・必要書類を公開せよ等として、本件処分①について令和元年 8 月 27 日付けで、本件処分②について令和元年 9 月 6 日付けで、それぞれ審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 当審査会における審査に際し、審査庁に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和元年 9 月 25 日付けで同文書（本件処分①について観光発第 182 号、本件処分②について観光発第 183 号）が提出され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、意見書が令和元年 10 月 7 日付けで提出された。

さらに、審査請求人から同日付けで口頭意見陳述の申立てがあったため、令和 2 年 3 月 23 日に当審査会において口頭意見陳述を行っている。

5 なお、審査請求人は、令和元年 10 月 7 日付けで行った公文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）により、NPO 法人新町川を守る会から市に提出された 7 隻分の船舶検査証の写しについて、公開を受けている。

第 3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書、審査請求書の添付資料、意見書及び口頭意見陳述の内容から、概ね次のとおり要約される。

1 船舶安全法、運航法（航海規則）に定められた事項については、書類として取得しておくべきものであり、市にあるべき書類である。

また、業務の委託や補助金の交付に当たっては、徳島市は船舶検査証等の提出を求め、運航が適正になされていることを確認すべきであるから、船舶検査証等は補助金及び事業費等の関係書類として存在すべき文書である。

- 2 本件公開請求の際、担当課と文書の特定についてやり取りを行ったが、審査請求人は具体的な文書名を挙げたにもかかわらず、担当課から関係書類一式との記載で足りるとの教示を受けた。
- 3 船舶検査証は別件公開請求において公開されたが、本件公開請求において公開されるべきであった。
- 4 NPO 法人新町川を守る会は 4 年間の不法係留により始末書を県に提出している。この違反行為を監督する立場である市が、船舶検査証を公開請求するのであれば改めて公開請求を行えと回答した行為は枉法行為である。

第 4 徳島市長の主張の要旨

本件審査請求における徳島市長の主張は、決定理由説明書の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 本件公開請求の対象となる文書は、「市長が管轄する部局に関する『NPO 法人新町川を守る会』に対する、補助金及び事業費等の関係書類全部（過去 5 年間）（H26 年度～H30 年度まで）」であり、対象となる文書は全て公開又は部分公開がされている。
- 2 補助金の交付等に当たり、要綱等に定める提出すべき書類に審査請求人のいう船舶検査証は含まれていない。そのため、本件公開請求の対象となる文書にそもそも船舶検査証は含まれていない。
- 3 審査請求人の「必要書類である」等の主張は、船舶の運航に当たり法律上必要とされる書類と、補助金の交付等に当たり必要とされる書類を混同しており、独自の見解である。
- 4 本件公開請求については、徳島市から NPO 法人新町川を守る会に対し金銭が支払われた事業やその金額についての情報公開請求であり、船舶検査証を対象に含むとの認識はなかった。

第 5 当審査会の判断

- 1 本件審査請求の内容について
 - (1) 本件公開請求では、「市長が管轄する部局に関する『NPO 法人新町川を守る会』に対する、補助金及び事業費等の関係書類全部（過去 5 年間）（H26 年度～H30 年度まで）」が請求されているところ、徳島市長は、保有する文書の中から、前記第 2 の 2 に掲げる文書を特定し、本件処分①及び本件処分②を行っている。
 - (2) 審査請求人は、前記第 2 の 2 に掲げる文書のほかに、本件公開請求の対象となるべき文書が存在するとして、それらの文書の公開を求めるとともに、公開請求書の

記載内容については、担当課の指示を受けて記載したものであるとして、本件公開請求が船舶検査証等を含む趣旨であったことは担当課も認識しているものと主張しているため、以下順に検討する。

2 船舶検査証等は「NPO 法人新町川を守る会に対する、補助金及び事業費等の関係書類」として本件公開請求の対象となるべき文書であるか

- (1) 当審査会では、事務局職員をして、担当課において「NPO 法人新町川を守る会に対する、補助金及び事業費等」に係る一連の文書について調査を実施したところ、「NPO 法人新町川を守る会に対する、補助金及び事業費等の関係書類」として保有している公文書は、既に公開済みであるもののみであった。

また、補助金交付要綱においても船舶検査証は補助金交付に必要な書類として規定されておらず、徳島市長の公開済み書類のほかに当該関係書類を保有していないという説明に不自然、不合理な点等を認めることはできない。

- (2) これに対して、審査請求人は、徳島市が補助金等を支出するに当たっては、運航が適正になされていることを確認すべきであり、そのためには、船舶検査証等を確認する必要があるから、船舶検査証等は、補助金及び事業費等の関係書類として存在すべき文書であるとの主張を行っている。
- (3) しかし、船舶検査証等が補助金及び事業費等の関係書類として存在すべきかどうかという問題は、実施機関の支出事務における手続きの妥当を問うものであり、その適否の判断をすることは、当審査会の所掌事務を超えるものである。
- (4) 以上のことから、いずれにしても「NPO 法人新町川を守る会に対する、補助金及び事業費等」として保有している公文書のうちに船舶検査証等が存在しない以上、船舶検査証等は「NPO 法人新町川を守る会に対する、補助金及び事業費等の関係書類」として本件公開請求の対象となるべき文書であるとは認められない。

3 本件公開請求が船舶検査証等を含む趣旨であったといえるか

- (1) 条例の規定による公開請求においては、対象となる公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項を公開請求書に記載することが求められており、第一義的には、公開請求をしようとする者が公開請求書において対象文書を特定すべきであって、実施機関は、その記載をもとにして、いかなる公文書が請求対象とされたのかを判断すべきこととなる。

もともと、条例の目的（第 1 条）や、実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとされていること（第 22 条）に照らすと、実施機関としては、公開請求をしようとしている者の意図するところが明らかである場合には、公開請求書の記載との間に齟齬が生じないように、必要に応じて、特定に資する情報を提供するとともに、当該記載の補正を促したり、当該記載の文言から離れない範囲

で、その意味内容を適切に解釈したりすることが要請されているというべきである。

- (2) これを本件についてみると、まず、本件公開請求に係る公開請求書において、対象となる公文書につき、「市長が管轄する部局に関する『NPO 法人新町川守る会』に対する、補助金及び事業費等の関係書類全部（過去 5 年間）（H26 年度～H30 年度まで）」と記載されていたことは、前記第 2 の 1 のとおりであり、その記載内容からは、徳島市が NPO 法人新町川を守る会に対して補助金等を支出していることを前提とした上で、その支出に関係する文書の公開を求めているものと解される。
- (3) これに対して、審査請求人は、本件公開請求に当たり、船舶検査証等の具体的な文書名を挙げたにもかかわらず、担当課から関係書類一式との記載で足りるとの教示を受けた、と主張している。

一方で、担当課は、本件公開請求の目的について、NPO 法人新町川を守る会に対する徳島市からの金銭の支出についての調査であると認識していたことが伺える。このことは、特定された文書の中に、市民活力開発センターの管理に関する書類（前記第 2 の 2 の(3)から(7)まで）のように、船舶の運航等とは明らかに関係がないものが含まれていることから明らかである。

そうであるとする、公開請求を受けた実施機関が、公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるべきであること、その意図するところを踏まえて公開請求書の記載の意味内容を適切に解釈すべきであること等を考慮に入れたとしても、本件公開請求が支出に関係する文書以外の文書である船舶検査証等の開示を求める趣旨のものと解するのは困難というほかなく、徳島市長が船舶検査証等が対象文書ではないと判断したことに誤りはないというべきである。

- (4) 以上のことから、本件公開請求が「NPO 法人新町川を守る会に対する、補助金及び事業費等の関係書類」に含まれない船舶検査証等を公開請求対象文書に含む趣旨のものとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 まとめ

これらのことから、本件処分①及び本件処分②はいずれも妥当である。

第 6 結論

以上の理由により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

審議委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年9月4日	本件処分①について審査庁から諮問書を受理した。
令和元年9月11日	本件処分②について審査庁から諮問書を受理した。
令和元年9月25日	処分庁から決定理由説明書が提出された。
令和元年9月10日 (元年度第5回審査会)	概要説明及び審議を行った。
令和元年10月7日	審査請求人から意見書が提出された。
令和元年10月9日 (元年度第6回審査会)	審議を行った。
令和元年11月21日 (元年度第7回審査会)	審議を行った。
令和2年1月31日 (元年度第9回審査会)	審議を行った。
令和2年3月23日 (元年度第11回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和2年4月21日 (2年度第1回審査会)	審議を行った。
令和2年6月1日 (2年度第2回審査会)	審議を行った。
令和2年6月29日 (2年度第3回審査会)	答申案の検討を行った。